

虚偽表示の評価段階における重要性判断研究

前 山 政 之

1. はじめに

本稿の目的は、昨今の重要性判断研究が、監査における虚偽表示の評価段階に注目していることを、その主要な研究をレビューすることで示すことにある。加えて、単に検証結果のみを示すだけでなく、そのアプローチにも踏み込みながら示すことにする。

本稿の構成は、まず第2節において、監査人の重要性判断が監査人の立証プロセスのどの部分で主に行使されるのかを示し、そして、重要性研究が、これらの判断のどの部分に焦点を当てているのかについて概説する。第3節では、そのなかで虚偽表示の評価段階における重要性判断に関する実証研究を取り上げる。第4節は、この種の研究をわが国において実施する場合の留意点について述べることで本稿のまとめとする。

2. 監査人の立証プロセスと重要性研究

(1) 監査人の立証プロセスと重要性判断

監査プロセスは、下図のように、監査計画の策定・監査手続の実施・監査証拠の評価に至るプロセスを指す。このプロセスの中で行われる監査人の重要性判断は、下図のように主に、監査の計画時と、虚偽表示の評価時に行われる。

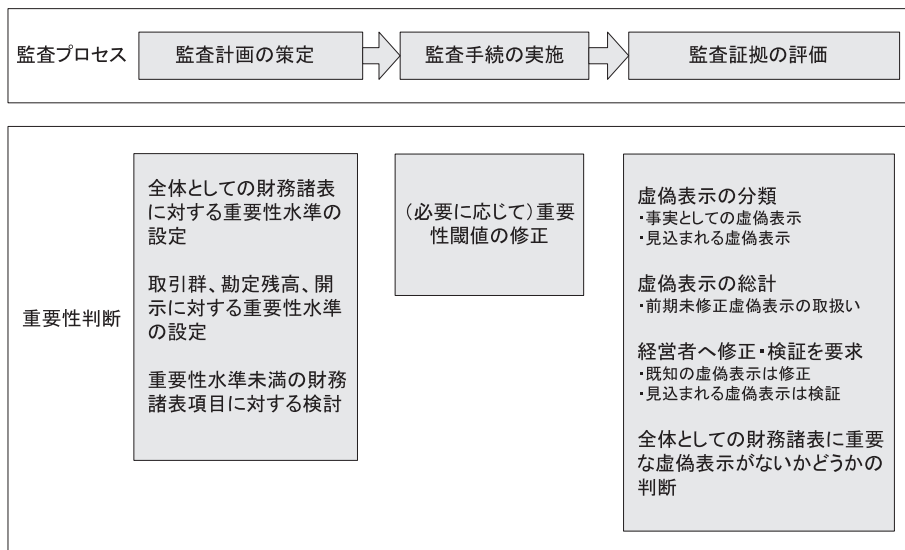
具体的に言えば、監査計画の策定時には、監査人は重要性閾値の設定を行うこととなる。そしてその設定された重要性水準にもとづいて監査人は、財務諸表に重要な虚偽表示がもたらされるリスクを評価し監査手続を実施することとなる。監査手続の実施時には、当初の計画された重要性水準に変更が必要であると認められた場合に、必要に応じて重要性閾値の修正などが行われる。最後に収集された監査証拠の評価時には、下図のように、虚偽表示を分類したうえで、虚偽表示の総計が行われる。

(2) 立証プロセスから見た重要性研究の変化

上述のように、監査人の立証プロセスにおける重要性判断は主に2つの段階で行われる。したがって、重要性判断に関する研究もこの2つの段階に関して行われるのであるが、ここでは、その全体的な傾向を見ていくことにする。重要性に関する研究を概観したものとしては、

Holstrum & Messier (1982), 前山 (1997), Messier et al. (2005) などがあるが、これらで取り上げられている研究を見ると、初期の研究は、上述の監査プロセスを必ずしも踏まえた研究ではなく、むしろ会計上の重要性判断¹の研究と言えるものである。したがって、ある特定の財務諸表項目の金額を見て、それが重要と判断するか否かを問う研究である。このような研究は、必ずしも監査の側面に特化しているわけではないので、判断および意思決定の主体として監査人だけでなく、財務諸表作成者や財務諸表利用者も含めた形で行われることが多い²。その中から次第に、監査プロセスに対応した形的重要性判断研究がなされてきたが、強いて言えば、監査計画段階での重要性に関連するものと言うことができる。そこでの関心は、監査計画上の重要性の基準値をどのように設定すべきか、そして財務諸表項目や財務諸表上の主張にそれをどのように配分すべきか、といったことであつた³。

監査プロセスと重要性判断の関係



近年、経営者の利益調整行動 (earnings management) が問題となり、また米国証券取引委員会 (Securities Exchange Commission ; SEC) の委員長であったレビット氏が、1998年に行った講演で重要性の原則を濫用して企業経営者と監査人が自分たちに都合の良い数値を作り上げているとの批判を行ったあたりから、監査証拠の評価段階における重要性判断が問題として注目されるようになってきたといえる。そして監査研究もそのような動向に対応するように、この段階での重要性判断を取り上げた研究が見られるようになってきた。本稿は、以下で虚偽表示の評価段階での重要性判断を取り扱った研究について述べることにするが、その際に一つの条件を付した。

¹ そもそも重要性の定義は、FASB (1980) によれば、「周囲の環境に照らして、財務報告におけるある項目のマグニチュードがその報告に依存する合理的な人間の判断が変更されるかもしくは影響されたであろうことが確かならば、そのような項目の脱漏もしくは虚偽記載は重要である。」(FASB [1980] p.33, 広瀬・平松訳 [1990] pp.59-60.) となっており、一般に会計上の重要性概念と呼ばれる。それに対して監査上の重要性とは、会計上の重要性を監査の実施に適用する際の概念として捉えられている。

² この種の古典的な研究としては、Woolsey (1954a, 1954b) がある。

³ この領域に関する研究としては、Blokdijs et al. (2003) がある。

それは、研究手法として、実験アプローチを採用したものに注目した、ということである。そこで監査における実験アプローチについて次に述べることとする。

（3）実験アプローチ

以下では、虚偽表示の評価段階における重要性判断に関する実証研究を取り上げることとする。監査における実証研究といっても、そのアプローチは一つではない。本稿では、実験アプローチを採用した研究を中心に取り上げることとする。

ここでの実験アプローチとは、心理学実験の手法を監査研究に援用したものである。Kerlinger and Lee（2000）は、実験を「調査者が一つ以上の独立変数を操作し統制し、独立変数の操作に付随する変動について従属変数を観察する科学的な調査」と定義している。監査の文脈でより具体的に言えば、架空の監査事例について被験者である監査人が通常行っているように判断してもらい、その判断を統計的に分析することであると言える。

このような手法の利点は、他の条件を一定に統制することにより、研究者が注目したい変数の影響だけを抽出することが可能となる点である。一方このような手法の欠点としては、できるだけ実際の監査状況に近づけたとしても、やはり現実の監査環境とは異なるため、被験者が実際よりも望ましい判断を行ってしまう可能性は排除できない、ということである。具体的には、監査人の判断が、監査人の昇進、報酬、訴訟の可能性などに影響を及ぼしたり、判断の結果によっては被監査会社が倒産するといった圧力の中で判断するのは異なり、ある意味で理想的な環境で判断できるため、実際とは異なる判断をする可能性があるということである。

このような実験アプローチは、監査において有効な手法として米国等で多く用いられてきた⁴。しかしその一方で、わが国においては、この手法を用いた監査研究は非常に稀である。今後、わが国においてもこのような手法による監査研究が必要となるであろうことに鑑み、以下では、単に研究の知見だけを示すのではなく、手法的側面にも言及しながら述べることとする。

3. 虚偽表示の評価段階の重要性研究

この節では、虚偽表示の評価段階での重要性判断を取り上げた7つの研究を紹介する。前述のように、本稿では、実験アプローチを用いた研究に注目して取り上げることとするが、最初に紹介するWright and Wright（1997）のみは、実験アプローチを採用していない。しかし、虚偽表示の評価段階における重要性判断研究に重要な示唆を与えたものと判断して、ここで取り上げることとする。

（1）Wright and Wright（1997）

Wright and Wright（1997）は、虚偽表示の評価段階を扱った嚆矢的な研究である⁵。この研

⁴ このアプローチを採用した監査研究が米国において発達した理由の一つには、監査人に対する訴訟の多さがある。そのため日本においてこれまでこの種の研究がなされてこなかったのもある意味では当然のことと考えられるが、日本における監査環境の変化は、この種の研究を日本においても行うインセンティブをもたらしうると言える。

⁵ この研究以前にも、虚偽表示の評価段階に注目した研究は存在した。たとえば、Icerman and Hillison（1991）などがある。しかしこの研究では、発見された虚偽表示の規模と監査事務所の構造（構造化 vs. 非構造化）の関係を扱っており、今日的な文脈とは若干異なっている。その後の研究への影響も考慮してここでは、Wright and Wright（1997）から取り上げることとする。

究の背景には、監査人の職業的責任が「虚偽表示を発見し、かつ、報告する」ことにある一方で、これまでの研究が虚偽表示の発見に偏り、発見された虚偽表示の報告⁶の部分、が欠落していたことに注目して着手した。

この研究は、前述のように実験アプローチを取らず、アーカイバル・アプローチ⁷を取っている。すなわち、実際の監査調査のデータから、発見された虚偽表示が最終的に修正されたのか、あるいは、修正されずに見送られたのか、そしてその意思決定にどのような要因が影響を及ぼしているのかを、監査調査のデータを用いて統計的に分析したものである。

この研究の発見事項は、発見された虚偽表示を修正するか否かの判断は、単に金額的な重要性だけでなく、虚偽表示の性質、利益へのインパクト、被監査会社の規模、も影響を及ぼし、それらの複合的な結果としてなされる判断である。特に、金額的に重要性の閾値を超えていても必ずしも修正されていない虚偽表示が多く存在したことは、その後の研究に示唆を与えた。

Wright and Wright (1997) の後、1998年9月に当時のSEC委員長アーサー・レビット氏が Numbers Game と題する講演を行い、そこで、経営者と監査人が重要性の原則を濫用して、自らに都合のよい利益数値を作り上げているとして批判した⁸。SECのトップのこのような批判を受けて、アメリカ公認会計士協会は、この問題を検討するタスクフォースを設置した (Big5 Materiality Taskforce)。このタスクフォースの活動を通じて、従来、重要性判断は、監査計画時の重要性判断が特に議論されてきたのに対して、実際には、虚偽表示の評価時の重要性判断に問題が多いことが明らかとなった。さらに、その後の、エンロン事件をはじめとする会計不正が明らかとなり、レビット氏の批判が、現実の問題であることが明らかとなった。

この時期から、重要性研究に新しい側面が加味されたといつてよい。すなわち、金額的には重要でない虚偽表示でも、それによる利益の増加によって、証券アナリストの予想利益を上回ることができるとすれば、金額的重要性は小さくとも、株価へのインパクトといった形での質的重要性は大きいという状況が問題視されるようになった⁹。監査研究においても、この時期から上記の問題を検証する形の研究が行われるようになった。

(2) Libby and Kinney (2000)

この研究は、アナリスト予測のコンセンサスに合致させるために、量的には重要でない虚偽表示の修正を監査人が見送るか否かについて検証している。同時に、当時公開草案が公表されていた監査基準書第89号「監査上の調整」(以下SAS89)が存在する場合とそうでない場合(SAS61および85を適用する)において、監査人の判断が異なるかどうかを検証している。Big5会計事

⁶ ここで言う「発見された虚偽表示の報告」とは、単に虚偽表示が重要である場合、限定意見を発行するという意味だけでなく、虚偽表示の修正を経営者に求める交渉なども含むと解される。そして Wright and Wright (1997) では、このように解したうえで、この部分の研究が欠落していることに着目して、この研究を行ったといえる。

⁷ アーカイバル・アプローチとは、アーカイブ、すなわち文書・記録、会計や監査の文脈では、監査調査や財務諸表といったデータを用いた分析を行うアプローチである。それに対して実験アプローチは、文書や記録といった形で表に出てこない人々の判断などを実験を通じて引き出すという側面がある。

⁸ 単に批判しただけではなく、SECは、スタッフ会計公報第99号「重要性」(以下SAB99とする)を公表した。

⁹ たとえば、この具体的事例としてはゼロックス社の事例がある。この事例では、監査人も金額的重要性が小さいことから利益操作を認めた。会計監査執行通牒 (AAER) 第2234号を参照されたい。

務所の監査マネジャー70名を被験者とした実験を行った。最初の実験は、虚偽表示を主観的なものに固定して行っている。

結果は、アナリスト予想値と監査基準の各々について主効果として有意な結果を得たことが示され、さらにこれらの交互作用も有意であった。交互作用が有意であったことの意味は、アナリスト予想値を低く設定した場合（虚偽表示を完全に修正した後の利益数値はまだアナリスト予想値を上回る）には、監査基準の効果は有意であるが、アナリスト予想値を高く設定した場合（虚偽表示を完全に修正してしまうと修正後の利益数値はアナリスト予想値を下回る）には、監査基準の効果は有意でない。つまり、新しい監査基準（SAS89）を導入しても、本当に問題になるような状況下では、効果がないことを示唆している。

さらに主観的な虚偽表示の評価に加えて、客観的な性質の虚偽表示でも同様の実験を行っている。結果は、アナリスト予想値の効果は限界的に有意であったが、監査基準および交互作用については有意ではなかった。これは、客観的な虚偽表示については、新しい基準を導入しなくても変わらずに修正を求める傾向があることを示唆している一方で、アナリスト予想値を利益が上回るかどうかの影響は変わらず残っていることも示唆している。

著者は、この研究で監査基準書の効果が得られなかった結果に鑑み、虚偽表示の評価における監査判断に影響を及ぼすには、職業団体であるAICPAの下部組織である監査基準審議会（ASB）の基準書ではなく、SECのようなさらに強制力のある機関による規則の必要性を示唆しており、このことは、監査基準設定のあり方に示唆を与えるものと考えられる。

（3）Braun (2001)

Wright & Wright (1997) が個別的な提案された修正帳簿記入 (proposed adjusting journal entries; PAJEs) を取り扱っていたのに対して、この研究では、PAJEsの総計に関する重要性判断も検証している。つまり、被験者が判断すべき監査事例の中に、個別では重要ではないが、総計すると重要性の基準値を超えるような複数の虚偽表示を設定し、それに対して被験者である監査人がどのように判断するかを検証したものである。加えて、この設定された虚偽表示は、単に利益を増加させる虚偽表示だけでなく、利益を減少させるもの、あるいは、利益増加と利益減少と両方の虚偽表示を含めるなどして、複数の発見された虚偽表示が含まれる場合の監査人の判断を取り上げている。加えて、被監査会社の占める報酬の割合、被監査会社の財務健全性、虚偽表示の方向的影響（虚偽表示が利益を増加させる方向か否かで監査人の見送り判断が異なるか）、虚偽表示の性質（主観的か客観的か）、といった要因が監査人の虚偽表示の記録／見送り判断に影響を及ぼすかが検証された。被験者は、Big6会計事務所の米国事務所から選択された155名であった¹⁰。

結果は、被監査会社の報酬は棄却されたが、他の仮説は支持された。他に注目すべき結果としては、単一で重要な虚偽表示については、修正を求めるが、単一では重要ではなく総計すると重要になる虚偽表示については、見送る傾向があることもあげられる。一方、監査報酬が監査判断に影響を及ぼさなかったことについて著者は、その理由を監査人の独立性と職業倫理に求めている。その一方で、エンロン社をはじめとする米国の会計不正事件においては、巨額の監査報酬（コンサルティング報酬を含む）が監査人の判断に影響を及ぼしたことが示唆されて

¹⁰ この研究は、実験室に被験者を一同に集めるタイプの研究ではなく、回答すべき監査事例を郵送するタイプの研究であった。155の回答は、57%の回収率の結果である。

いる。個別の逸話的証拠と大量サンプルによる統計分析という違い、そして、実際の事例と実験という架空の状況という違いを考慮しても、この違いは興味深い。

(4) Ng and Tan (2003)

この研究は、監査で発見された監査上の調整額がアナリスト予想に合致させる企業の能力に影響を及ぼす場合における、会計に関する権威ある指針の有無と、実効性のある監査委員会の有無で2×2の要因分析を行っている¹¹。その結果、単純主効果としては、権威ある指針の有無が有意で、実効性のある監査委員会の有無はそうではないことが示された。さらに、監査委員会と指針の交互作用は有意であった。このことは、実効性のある監査委員会が無い場合には、ある場合よりも、権威ある指針の効果が、大きいことを示す。

追加分析では、発見された虚偽表示を修正すべきとの監査人の当初の判断が被監査会社との交渉によって変更される可能性と、権威ある指針の利用可能性、および監査委員会の実効性との間の関係を分析している。結果は、実効性のある監査委員会が無い場合に、権威ある指針の有無が監査人の判断に有意に影響を及ぼしていることと、権威ある指針が利用可能な場合に、実効性のある監査委員会の有無が監査人の判断に有意に影響を及ぼすことが示された。さらに経営者が、監査人の修正要求に対してわずかな譲歩を示した場合の監査人の行動も検証している。このような場合、監査人がそのような譲歩で満足してそれ以上の修正を求めない傾向があることが示唆された。このように、監査人の当初の判断と、経営者との交渉を経た最終判断の違いを分析に加えることは、より現実的な問題設定として評価できると思われる。

この結果は、Libby and Kinney (2000) および後述するNg (2007) では、監査指針の有無が監査人の判断に影響を及ぼしていないのに対して、この研究では、会計基準の存在が監査人の判断に影響を及ぼしていることを示しており、同じ基準でも、会計基準の影響が大きいことを示しており、興味深い。

(5) Ng (2007)

この研究も、量的には重要でない虚偽表示が質的に重要と思われる場合の監査人の修正活動を実験によって検証している。上述の諸研究が、ベンチマークとして、アナリスト予測コンセンサス（発見された虚偽表示の修正を見送るとアナリストの業績予想値を上回る）のみを取り上げていたのに対して、他のベンチマークとして直近の利益（発見された虚偽表示の修正を見送ると直近の利益を上回る）と正の利益（発見された虚偽表示の修正を見送ると利益が正になる）を取り上げている点が異なる。このようなベンチマークに加えて、発見された虚偽表示の性質（主観的か客観的か）の違いも検証している。またこの研究は、(2)～(4)と異なり、シンガポールの監査人を被験者としている。したがってアナリスト予測の影響度などは異なる。結果は、ベンチマークとしては、正の利益>直近の利益>アナリスト予測、という順序で監査人が発見された虚偽表示の修正を求めることと、客観的な虚偽表示（この研究では棚卸資産の価格付けにおける計算上の誤り）の方が、主観的な虚偽表示（棚卸資産の陳腐化に対する過小引当）よりも、監査人が修正を求めることが示された。しかしベンチマークと主観性との交互作用は有意ではなかった。

¹¹ この研究も、Braun (2001) と同様に実験室に被験者を一同に集めるタイプの研究ではなく、回答すべき監査事例を郵送 (e-mail) するタイプの研究であった。有効回答数は101であった。

さらにこの研究では、追加分析として、虚偽表示の評価段階における重要性判断に関する監査指針の影響も検証している。Kinney & Libby (2000) ではSAS89公開草案とそれ以前のSASで操作していたのに対して、この研究では米国の重要性指針であるSAB99のような実務指針がある場合の判断を検証している点である。その結果は、ベンチマークとしての直近の利益とアナリスト予測の間に有意な差が見られなかったことを除けば、指針が無い場合の結果とほぼ同様であった。また指針がある場合と無い場合の比較では、アナリスト予測と直近の利益といったベンチマークでは、指針がある場合の方が無い場合よりも、修正行動を有意に増加させることが示された。したがってSAB99のような監査指針の提供が異なるベンチマークに対して異なる影響を及ぼしていることが示されたと言える。

(6) Ng and Tan (2007)

この研究は、量的には重要でなくても質的に重要となるような財務諸表の虚偽表示につながる要因（質的重要性要因）を監査基準等で強調することが実際に有効かどうかを検証している。監査基準等でのこのような強調による効果が期待される反面、個々の監査人がもっている質的重要性に対する閾値や、量的に重要でない虚偽表示を反映して利益を減少させることの影響について経営者からの懸念の伝達といった要因が、逆の効果をもたらすことも考えられる。そこでこの研究では、「質的重要性要因を強調する」、「強調しない」、「経営者からの上記の懸念を強調する」、という3つの要因と、監査人がもっている質的重要性閾値（高い、低い）で3×2の要因計画による実験を実施した。

結果は、質的重要性要因を強調する効果が、質的重要性閾値の低い監査人に対して有意であったが、質的重要性閾値の高い監査人に対してはそうではなかった。また、経営者からの懸念の強調は、質的重要性閾値の低い監査人に対して、虚偽表示の修正行動を減少させる効果を示していた。その一方で、質的重要性閾値の高い監査人に対しては、効果はなかった。このように質的重要性要因を監査基準等で強調したとしても意図された効果が必ずしも得られないことが示唆された。

この研究は、近年展開されてきた重要性判断研究の結果、アナリスト予測に合致させるために量的には重要でないが質的には重要な虚偽表示を監査人が見送るかどうかを検証する研究が、どちらかと言えば、監査人がそのような虚偽表示を見送る傾向があることを示していることを踏まえて、そのような傾向に歯止めをかけるための監査基準等の効果を検証したという点で、前述した諸研究をさらに進めたものとして評価できる。

(7) Nelson et al. (2005)

この研究だけは、これまで取り上げてきたものと性質が異なり、前期末修正虚偽表示の取扱いに関連する重要性判断を取り上げている。一般に前期に重要でないとして未修正のままにした虚偽表示を翌期にどのように扱うかについては、当期アプローチと累積アプローチの2つに分けられる¹²。このいずれを用いるかによって翌期の虚偽表示の重要性判断が異なりうる¹³。こ

¹² 当期アプローチとは、別名「ロールオーバー法」とも呼ばれ、当期の未修正虚偽表示に加えて前期の未修正虚偽表示の影響も考慮するアプローチである。一方、累積アプローチは、「鉄のカーテン法」とも呼ばれ、当期の未修正虚偽表示の影響のみを考慮する。

¹³ 前期末修正虚偽表示の事例については前山（2003）を、監査基準設定上の議論については前山（2007）を参照されたい。

の研究は、Big4監査事務所の一つの研修セッションにおいて、234名の監査マネジャーを被験者とした実験室実験である。

この研究は、 $2 \times 2 \times 8$ の要因実験を採用している。被験者間では、重要性アプローチ（当期法 vs. 累積法）と、利益の質への刺激（利益の質への含意を検討された vs. されない）が操作され、被験者内では8つ事例の中で操作されている。事例で操作された変数は、(1)より高い量的重要性を与える重要性アプローチ（当期法または累積法のいずれか）、(2)高い方の重要性アプローチから見た場合の調整額の重要性の水準（5%超から2.35%）、(3)虚偽表示の主観性（客観的な期間帰属 vs. 主観的な不良債権引当金）、(4)虚偽表示の利益への影響（利益増加 vs. 利益減少）、(5)虚偽表示の精度（点推定 vs. あり得る値の範囲の下限、にもとづいて提案された調整）、であり、5つの事例は、不良債権引当金を含み、3つの事例は期間帰属エラーを含んだ。これらの事例は、どちらのアプローチを利用した方が虚偽表示の重要性が大きく表れるかが多様になるように設定された。

結果は、被験者の見送り／修正の判断が、いずれかのアプローチが虚偽表示の重要性が高くなるように設定された事例の特性に応じて、多様になることを示した。このことは、監査基準・指針において、いずれか一方のアプローチだけを強制することの問題を示唆する。

他の知見としては、虚偽表示の主観性と重要性の金額（税引前利益の5%を超えるか否か）と重要性アプローチ（当期 vs. 累積）で、 $2 \times 2 \times 2$ の分割表を作成し分析した結果、3方向の有意な交互作用が認められた。つまり、重要性アプローチと虚偽表示の規模の間の関係が、虚偽表示の主観性に依存して異なっていることが示された。主観的な虚偽表示よりも客観的な虚偽表示の場合に、重要性アプローチがより問題となることが示唆された。

さらに、利益への方向的影響（発見された虚偽表示が利益増加型か減少型か）と重要性アプローチの間の関係を検証し、監査人が利益増加型の虚偽表示の調整をあまり見送らないことが示された。これはBraun (2001) とは首尾一貫した結果である。重要性アプローチも限界的に有意であったが、利益への方向的影響との交互作用は有意ではなかった。

この研究の結果が直接的に影響を及ぼしたかは不明であるが、SECは、SAB108を公表し、前年度未修正虚偽表示の扱い方についてこの研究で示唆された方法—つまり両方のアプローチを用いて虚偽表示を総計し、より大きく算出された方を採用する—を支持している。

(8) 先行研究の知見の統合

以上から、虚偽表示の評価段階における重要性判断研究の知見を総合すると、虚偽表示の性質（主観的／客観的）は判断に影響を及ぼす、すなわち、主観的な性質の虚偽表示が見送られやすいことは多くの研究で示唆された。このことは、予測や見積りの要素が増大している今日の会計において、財務報告リスク¹⁴が高まっていることを示唆しているかもしれない。

虚偽表示の方向的影響については、Brown (2001) と Nelson et al. (2005) は、首尾一貫した結果が得られた。つまり監査人は利益増加型の虚偽表示を見送らない傾向がある。Braun (2001) では、その理由を監査人の職業的懐疑心と監査人に対する訴訟の損失関数に求めている。

Libby and Kinney (2000) および Ng (2007) においては、虚偽表示の評価に関する指針 (SAS89 および SAB99) の存在が、監査人の判断にそれほど影響を及ぼさないことを示唆していた。そ

¹⁴ 財務報告リスクとは、Wright and Wright (1997) によれば、重要な虚偽表示を報告しないリスクをいう。

の一方で、Ng and Tan（2003）においては、関連する権威ある会計基準の存在が監査人の判断に影響を及ぼしており、同じ基準でも会計基準の優位性が示されているようで興味深い。

4. おわりにーわが国への示唆

以上のように、虚偽表示の評価段階における重要性判断研究－主として実験アプローチを採用したもの－を概観してきたが、ここで取り上げた研究は、米国およびシンガポールを舞台としている。残念ながら、わが国についてこのような検証は行われていない。しかし世界有数の資本市場をもつわが国においても同様の検証は必要であると思われる。とは言え、ここで述べた先行研究をそのまま当てはめることは適切とは言えない。そこでこのタイプの研究を行うとすれば、どのような要因を考慮しなければならないかを検討することで、本稿のまとめとしたい。

今回取り上げた研究では、経営者がアナリストの業績予想に合致させようとして量的に重要でない虚偽表示を含める場合、監査人も修正を求めず見送る傾向があることが示唆されたが、わが国においては、業績予想のベンチマークとしては、アナリスト予想よりは、経営者予想の方が有効であると言われている¹⁵。したがって、わが国を舞台とした同種の研究においては、経営者予想を含めるべきであると考えられる。

Ng and Tan（2003）においては、発見された虚偽表示の修正を求めるか否かについては、有効に機能している監査委員会の存在が影響を及ぼしていることを示唆していた。わが国の会社法では、監査委員会設置型か監査役会設置型かを会社が選択することが可能となっている。したがってわが国の文脈では、監査委員会設置型か監査役会設置型かで監査人の虚偽表示の評価段階での重要性判断が異なるのか、ということを検証可能となるであろう。これは、他の国では検証できないユニークな検証となると考えられる。

Braun（2001）においては、訴訟リスクが低い場合、監査人が発見された虚偽表示の修正を求めないことが示唆されている。わが国においては、長い間、米国と異なり、監査人に対する訴訟リスクは低いものと考えられてきたが、バブル崩壊以降のこの10数年の間にわが国における監査人に対する訴訟リスクは高くなってきたものと考えられる¹⁶。このような環境変化を所与とすれば、訴訟リスクを操作することによって監査人の重要性判断が異なるのかを検証することは意義があるものと考えられるであろう。

¹⁵ 日本における経営者予想の有用性については、太田（2008）を参照されたい。

¹⁶ この一つの例としては、監査法人トーマツが、大証2部上場会社であるナナボシの監査において粉飾が見抜けず会社に損害を与えたとして、大阪地裁より1,700万円の支払を命じる判決が下されたことがあげられる。

参 考 文 献

- Big Five Audit Materiality Task Force, *Report of the Big Five Audit Materiality Task Force*, New York, NY: AICPA, 1998.
- Blokdiijk, H. F. Driehhuizen, D. A. Simunic, and M. T. Stein, "Factors affecting auditors' assessments of planning materiality," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.22 No.2, 2003, pp.297-307.
- Braun, K. W., "The Disposition of Audit-Detected Misstatements: An Examination of Risk and Reward Factors and Aggregation Effects," *Contemporary Accounting Research*, Vol.18, No.1, Spring 2001, pp.71-99.
- Financial Accounting Standards Board, "Statement of Financial Accounting Concepts No.2, Qualitative Characteristics of Accounting Information" (FASB, May 1980). (平松一夫, 広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念〈改訳版〉』中央経済社, 1990年, 45-144頁.)
- Holstrum, G. L. and W. F. Messier, Jr., "A Review and Integration of Empirical Research on Materiality," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 2, No. 1, Fall 1982, pp.45-63.
- Icerman, R. C. and W. A. Hillison, "Disposition of Audit-Detected Errors: Some Evidence on Evaluative Materiality," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 10, No. 1, Spring 1991, pp.22-34.
- Kerlinger, F. N. and H. B. Lee, *Foundations of Behavioral Research*, Wadsworth Thomson Learning, 2000.
- Levitt, A., The numbers game. Remarks delivered at the NYU Center for Law and Business, New York, NY, 1998, September 28.
- Libby, R. and W. R. Kinney, Jr., "Does Mandated Audit Communication Reduce Opportunistic Corrections to Manage Earnings to Forecasts?," *Accounting Review*, Vol. 75, No. 4, Oct. 2000, pp.383-404.
- 前山政之「重要性研究の現状と展望 - 1980年代以降の実証研究から」『新潟大学経済論集』第64号, 1997年, 129-140頁.
- 「監査人の重要性判断の事例研究 - アーサー・アンダーセン会計事務所によるウェイストマネジメント社の財務諸表監査の事案から -」『横浜経営研究』第24巻第1・2号, 2003年9月, 99-112頁.
- 「国際監査基準における重要性プロジェクトについて」『横浜経営研究』第27巻第3・4号, 2007年3月, 57-65頁.
- 「監査事例に見る監査人の重要性判断と監査判断プロセス」『産業経理』第67巻第3号, 2007年10月, 76-85頁.
- Messier, W., N. Martinov-Bennie, and A. Eilifsen, "A Review and Integration of Empirical Research on Materiality: Two Decades Later," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 24, No. 2, Nov. 2005, pp.153-187.
- Nelson, M.W., S.D.Smith, Z.Palmrose, "The Effect of Qualitative Materiality Approach on Auditors' Adjustment Decisions," *Accounting Review*, Vol.80, No.3, 2005, pp.897-920.
- Ng, T., B.-P., and H.-T. Tan, "Effects of Authoritative Guidance Availability and Audit Committee Effectiveness on Auditors' Judgments in an Auditor-Client Negotiation Context," *Accounting Review*, Vol. 78, No. 3, 2003, pp.801-818.
- Ng, T., B.-P., and H.-T. Tan, "Effects of Qualitative Factor Salience, Expressed Client Concern, and Qualitative Materiality Thresholds on Auditors' Audit Adjustment Decisions," Working Paper, February 2007.
- Ng, T., B.-P., "Auditors' Decisions on Audit Differences that Affect Significant Earnings Thresholds," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol. 26, No. 1, May 2007, pp.71-89.
- 太田浩司「利益予想情報の有用性と特性」『企業会計』第60巻第7号, 2008年7月, 55-63頁.
- Securities and Exchange Commission (SEC), *Materiality*. SEC Staff Accounting Bulletin No.99. August 1999, Washington, D.C.: SEC.
- . *ACCOUNTING AND AUDITING ENFORCEMENT Release No. 2234*, April 19, 2005, Washington, D.C.: SEC.
- . SEC Staff Accounting Bulletin No.108. September 2006, Washington, D.C.: SEC.
- Trotman, K., *Research Methods for Judgments and Decision Making Studies in Auditing*, Coopers & Lybrand, 1995.
- Woosely, S. M., "Development of Criteria to Guide the Accountant in Judging Materiality," *Journal of Accountancy*, February 1954a, pp.167-73.
- . "Judging Materiality in Determining Requirements for Full Disclosure," *Journal of Accountancy*,

December 1954b, pp.745-50.

Wright, A. and S. Wright, "An Examination of Factors Affecting the Decision to Waive Audit Adjustments," *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, 1997, pp.15-36.

〔まえやま のぶゆき 横浜国立大学経営学部准教授〕

〔2008年10月6日受理〕